

盛土規制法の適切な執行に向けた支援について

【担当省庁】農林水産省、国土交通省

盛土規制法における規制区域指定後の円滑かつ適正な執行に向け、以下の各措置を講じていただきたい。

- 広く国民に対して制度の普及啓発を行うほか、相談体制の強化や全国的な情報共有ネットワークシステムの構築
- 制度の運用に際しては、定期報告や中間検査等の新たな事務が発生することから、円滑かつ効率的な業務執行に資するよう、外部委託による技術審査や検査等を含めた措置
- 都市計画法の開発許可に係るものと同様の「許可及び検査済証を受けたものとみなす規定」を、森林法、農地法など、盛土を含む行為を規制する関連制度にも適用を拡大

【現状・課題等】

- 庁内関係部署（総合政策環境部、農林水産部、建設交通部）が連携する対策チームを本庁、各地方機関に組織し、対応している。

■規制区域

盛土規制法【R7.5.1 区域指定】 宅地造成等工事/特定盛土等規制区域	旧宅地造成等規制法 宅地造成工事規制区域
25 市町村（京都市を除く府全域）	7 市町(本府所管 25 市町村中。京都市除く)
3,784 km ² （旧区域の約 48.5 倍）	78 km ²

■現行類似制度の許可状況（直近 4 力年、件、ha）

	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
開発許可	113 件 27.9ha	109 件 42.0ha	112 件 106.3ha	95 件 69.2ha
宅地造成許可	9 件 02.0ha	13 件 11.2ha	21 件 031.9ha	15 件 08.6ha

→規制対象となる盛土行為が目的に関わらず全ての盛土行為となった他、規制区域面積が拡大したことで、許可等の対応に大幅な業務量増大が見込まれる。

京 都 府 の担当課	[盛土対策チーム] 総合政策環境部 循環型社会推進課 (075-414-4226) 農林水産部 経営支援・担い手育成課 (075-414-4902) 森の保全推進課 (075-414-5030) 建設交通部 建築指導課 (075-414-5341)
---------------	--

■許可申請等に係る高度な技術的審査における民間機関等の活用

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 34 条、都市の低炭素化の促進に関する法律第 53 条の各規定による認定制度等においては、その技術審査において、所管行政庁へ申請書を提出する前に、事前に民間評価機関による評価を受けたものについては、専門高度な判断を含め、所管行政庁による技術審査が簡略化されるなどの運用がなされており、申請者側の利便の向上等が図られている。

(手続きのワンストップ化、認定審査期間の短縮化及び審査事務負担の軽減)
 盛土規制法においても、許可に係る技術基準について、高度な専門性を要するため、行政庁による審査に多大な時間を要することが想定される。

■許可・検査のみなし規定対象制度の拡大

盛土規制法の許可や検査等を要する行為が、都市計画法の開発許可や検査（以下「開発許可等」。）の対象にも該当する場合は、当該開発許可等を受けた場合は、盛土規制法の許可を受けたものと「みなす」規定（以下「みなし規定」。）があり、重複審査を割愛することにより、許可申請者の手続きワンストップ化や審査側行政の事務簡素化に係る措置が講じられている一方で、森林法、農地法など、各許認可対象行為はみなし規定の対象となっていない。

■許可の特例：盛土規制法第 15 条第 2 項（第 34 条第 2 項）

都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けたときは、第 12 条第 1 項（第 31 条第 1 項）の許可を受けたものとみなす。

■完了検査等：盛土規制法第 17 条第 3 項（第 36 条第 3 項）

都市計画法第 36 条第 1 項の規定による届出又は同条第 2 項の規定により交付された検査済証は、盛土規制法の規定により交付された検査済証とみなす。